

## 建設現場における遠隔臨場等に関する試行方針（案）

### 1. 目的

建設現場における遠隔臨場等については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」及び「業務委託の遠隔による打合せ等に関する試行要領（案）」（以下、試行要領（案））によることを基本とするが、より効果的に試行に取り組むため、具体的な試行方針を取りまとめた。

### 2. 対象工事及び対象業務委託

#### （1）対象工事

対象工事は三重県県土整備部が発注する工事の内、「段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」とし、特に以下の条件にあてはまるものが望ましい。

- ・施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- ・構造物等の立会頻度が多い工事

#### （2）対象業務委託

対象業務委託は三重県県土整備部が発注する測量、工事に係る設計及び計画業務等の業務委託とし、原則遠隔による打合せ等を実施するものとするが、設計思想の共有等、特にコミュニケーションが必要と認められる場合や、受発注者合同の現地踏査が有効な場合等はこの限りでない。

### 3. 試行の実施

試行を実施するにあたっては、基本的には試行要領（案）によるものとするが、試行における実施方法を以下のとおり定める。

#### （1）工事での試行方法

##### ①新規発注の工事の場合

発注時に、「発注者指定型」「受注者希望型」のいずれかを選択し、特記仕様書に記載し実施することとする。

##### ②現在施工中の工事の場合

- ア) 2. 対象工事及び対象業務委託（1）対象工事に合致する工事については、受発注者で協議が整った場合は、設計変更により、発注者指定型として試行することも可とする。
- イ) ア) によらず、受注者から遠隔臨場及び遠隔による打合せ等の希望があった場合は、受注者希望型として試行することも可とする。

## (2) 業務委託での試行方法

### ①新規発注の業務委託の場合

発注時に、「発注者指定型」と特記仕様書に記載し、実施することとする。

### ②現在契約中等の業務委託の場合

契約中または「発注者指定型」以外で契約した場合において、受発注者で協議が整った場合は、設計変更により、発注者指定型として試行することができる。

また、「発注者指定型」で契約した場合であっても、設計思想の共有等、特にコミュニケーションや受発注者合同の現地踏査等の必要が生じた場合等は遠隔による打合せ等を実施しないこととすることができる。

## 4. 費用の負担

試行にかかる費用の負担については、以下の通りとする。

発注者指定型：試行にかかる費用の全額を技術管理費等に積上げ計上する

受注者希望型：試行にかかる費用の全額を受注者の負担とする

### 【発注者指定型における費用の算出方法】

試行にかかる費用については、技術管理費等に積上げ計上する。なお、間接工事費や諸経費等の対象額からは除く。(管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。)

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークホステティングシステム、アプリケーションソフト：5年

ハブ、ルーター、リピーター、LANポート：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aiiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料等）

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試  
行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費  
用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、対応すること。